

	質問	回答
助成金とは		
1	助成金とは何ですか。	「協力金」や「融資」と異なり、今後の事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付（支払）するものです。認められた場合は原則返還不要です。ただし、 <u>偽り、隠蔽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は、受けようとしたときは、助成金の返還、刑事罰が適用される場合もあります。</u>
2	申請書を提出すると助成金が振り込まれますか。	申請書を提出するだけでは、助成金は支払われません。助成金は後払いなので、綿密な資金計画を立てる事が必要です。助成金の支払いは、助成事業（取組）を完了し、東京都中小企業振興公社の検査・審査を経た後となります。
当事業の概要		
1	助成金をもらう為の流れを教えてください。	①事前エントリー→②申請書の提出→③交付決定通知の受領→④助成事業の実施→⑤実績報告書の提出→⑥完了検査→⑦額の確定通知の受領→⑧請求書の提出→⑨指定口座に助成金の振込 ※本事業では、テイクアウト専門店の所在地が決まり次第、職員が現地確認にお伺いします。
2	申請方法を教えてください。	申請には、期間内に事前エントリーが必要となります。事前エントリーしていなければ、申請できません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">事前エントリー受付期間：令和3年11月1日（月）14時～令和3年11月12日（金）17時</div> 上記受付期間内に公社ホームページから事前エントリーを行って下さい。事前エントリーした方について整理番号が発効され、自動で返信メールが送信されます。返信メールには、整理番号に応じて「申請書のダウンロード案内」、又は「交付申請可否について別途ご連絡する旨」が記載されています。事前エントリーされた方の中から先着順で、予算の範囲内で申請可能な方のみ申請いただけます。（事前エントリーされた全ての方が申請できるわけではありません。）

3	助成対象期間を教えてください。	<p>助成対象期間とは助成事業を実施できる期間の事です。必ず助成対象期間内に契約（発注）・実施完了（納品・工事完了）・支払を行う必要がありますので、スケジュールを綿密に立てて事業を実施して下さい。この期間から外れた契約、取組の実施、支払は助成対象経費となりません。</p> <p>本事業では、助成対象期間は原則、交付決定から6ヶ月間となります。</p> <p>※助成対象期間については、募集要項の【事前着手】もご確認ください。</p>
4	助成率3分の2の意味を教えてください。	<p>助成対象となる税抜45万円の備品を購入した場合、45万円の3分の2である30万円が助成金で支払われます。</p>
5	助成限度額を教えてください。	<p>本事業の助成限度額は300万円です。例えば、助成対象となる取組に係る経費が総額450万円（税抜）の場合、その3分の2である300万円が助成されます。（本事業では申請下限額を30万円と設定しており、経費総額の下限は45万円（税抜）となります。</p>
6	業者等への経費支払い時の注意点はありますか。	<p>経費の支払い方法の原則は、金融機関の申請者名義又は法人名義の口座からの振込払いです。</p> <p>法人の場合、個人名義又は個人口座から振込みを行った経費は助成対象外です。クレジットカードによる支払いは下記の条件を全て満たしている場合のみ助成対象となります。</p> <p>① 申請者名義のクレジットカード、法人の場合は法人名義のクレジットカードであること</p> <p>② 助成対象期間中に銀行口座からの引落としが通帳等で確認できること（実績報告時に利用月の支払明細書、引き落としとなる総額とその内訳が分かる明細が記載されているもの及び引き落としされている箇所の通帳の写しをご提出頂きます）。</p>
7	申請回数について教えてください。	<p>・1事業者1申請且つ申請出来るテイクアウト専門店は1店舗のみです。2店舗以上の申請はできません。</p>
8	店舗のオーナーが申請する事は可能ですか。	<p>・営業許可を持つ事業運営者からの申請に限ります。</p>
9	フランチャイズ契約における取組は対象となりますか。	<p>・フランチャイザーの施策の中でテイクアウト専門店を実施する場合は対象外です。</p> <p>・フランチャイジー（加盟店）が（フランチャイズ形態の加盟店以外の）独自の施策として実施する場合には、対象となります。</p>

対象事業		
1	申請するためには、既存店舗についてどのような営業許可が必要ですか？	既存店舗等が、保健所の①調理業の営業許可か、②食品の製造業の営業許可のいずれかを取得していることが必要です。各営業許可書の写しと既存店舗等の営業実態が確認できる写真や決算書等の資料を提出していただきます。
2	既存店舗を改装して、 <u>同じ場所</u> でテイクアウト専門店を開設する場合は申請できますか？	下記のとおりです。 ① 既存のテイクアウト専門店を改装し、同じ場所でテイクアウト専門店を開設する場合は、申請することができません。 ② 既存の飲食店（イートインスペース・立ち食いができるスペース・テラス等があるもの）を改装して、同じ場所にテイクアウト専門店を開設する場合は、新たな取組として申請できます。
3	既存店舗を閉店して、 <u>都内の別の場所</u> でテイクアウト専門店を開設する場合は申請できますか？	下記のとおりです。 ① 既存のテイクアウト専門店を閉店し、別の場所で <u>既存店舗と異なる新たな取組をする</u> テイクアウト専門店を開設する場合、申請することができます。 ② 既存の飲食店（イートインスペース・立ち食いができるスペース・テラス等があるもの）を閉店して、別の場所でテイクアウト専門店を開設する場合は、新たな取組として申請できます。
4	既存店舗が都外（他道府県）にある場合、申請できますか？	申請者が法人の場合、登記簿謄本により、都内に本店または支店の所在が確認できること、納税証明書により都税等を遅滞なく納めていることが確認できれば申請が可能です。 個人事業主の場合、都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写しにより、事業所の都内所在が確認できること、個人事業税の納税証明書及び住民税納税証明書により、都税等を遅滞なく納めていることを確認ができれば申請が可能です。 ※詳細は募集要項「3.助成対象事業（助成対象となる取組）」「4. 申請要件」をご確認ください。 ※必要な個人事業の開業・廃業等届出書がお手元にはない場合は、事務局までご連絡ください。

※その他の要件もありますので、詳細は募集要項をご確認ください。